

大曾根駅前地下集客施設

OZ garden

出 店 募 集 要 項

公益財団法人名古屋まちづくり公社

1 契約に関する事項

(1) 契約の条件

- 賃貸人 公益財団法人名古屋まちづくり公社
- 契約形態 賃貸借契約（借地借家法第 38 条に定める定期建物賃貸借契約）を締結していただきます。
- 出店場所 貸室 1a（別紙「平面図」参照）
貸室面積：47.42 坪（156.77 m²）
設備条件等は、別紙「区画設備条件表」参照
- 契約面積 契約面積は、1 坪を 3.306 m²として計算します。
面積は壁芯計算により算出し、区画内柱面積を含めます。
- 契約期間 契約期間は下記のとおりとし、期間満了とともに契約終了とします。
■2026 年 4 月から 2036 年 3 月までの 10 年間
- 開業予定日 協議のうえ、指定日までに開業いただきます。
- 賃料発生日 B 工事開始日からの起算となります。

2 ご出店に必要な資金

(1) 敷金

- 敷金 固定賃料の 12 か月相当額とします。
- 支払方法 現金による預託とします。
※敷金の預託が無い場合、理由の如何を問わず店舗区画内の内装工事着工は認められません。
- 取扱い 預託日から契約終了日まで無利息にてお預かりし、出店場所の明渡し確認後、残存債務を精算して返還します。
- その他 敷金の内 30%は予約契約締結時にお支払い頂きます。
なお、予約契約締結後、引渡日前に出店者が自らの都合により解約する場合、違約金をご負担いただきます。

引渡日前違約金	①	B 工事着手前 敷金予定総額の 30%相当額
	②	B 工事着手後 敷金予定総額の 100%相当額 及び原状回復費用

(2) 店舗内装設備費・工事区分

出店者は、別途定める「工事区分表」に基づき、出店場所の店舗造作、設備工事費を負担していただきます。

- 工事区分 工事区分は以下の通りとします。
A 工事：事業者の費用負担で、事業者にて設計、施工する工事
B 工事：出店者の費用負担で、事業者の指定する設計者・施工者が設計、施工する工事
C 工事：出店者の費用負担で、事業者の承諾を得た上で出店者にて設計、施工する工事

3 開業後にご負担いただく経費

(1) 賃料

固定賃料と致します。詳細は下表の通りです。

区画番号	賃料（契約面積坪当り）
1a	月坪 20,000 円

(2) 共益費

地下集客施設の運営、諸設備の保全（消防設備、衛生設備など）並びに冷暖房・空調・照明・動力・給排水・清掃衛生・保安警備の維持管理に必要な共通経費の負担として、以下費用をお支払いいただきます。

月額共益費 ： 契約面積坪当り 3,000 円

(3) 個別経費

- 水道光熱費 店舗区画内で専用使用される水道光熱費については出店者負担し、使用量に応じて別途定める方法に基づきご負担いただきます。
- その他個別経費 電話・有線放送・店舗区画内の清掃、管球交換等の費用はすべて店舗負担となります。

(4) その他費用

各種消耗品費、上記の他に店舗営業に伴い発生する各種経費をご負担いただきます。詳細は決定次第お知らせします。

4 営業に関する規則

(1) 管理規則の遵守

出店者及びその従業員並びに取引先納入業者には、当社が別に定める大曽根駅前地下集客施設管理規程を遵守していただきます。

(2) 営業時間・休日

当施設にて定める必須営業時間は以下のとおりです。

- ・必須営業時間：午前 11 時から午後 7 時（午前 6 時から翌午前 1 時まで営業可能）
- ・休業日：原則、年中無休。ただし、当施設の運営管理を阻害しない範囲において、公社と協議により、休業日を設定できるものとします。

(3) 営業品目・取扱品目

営業品目・取扱品目は当施設側にて事前に承認しているものに限り、ます。営業品目・取扱品目を追加、変更される場合は、事前承認が必要となります。

なお、出店者は事前承諾なしに次の営業を行うことはできません。

- ① たばこの販売
- ② 公衆電話の設置
- ③ 自動販売機の設置
- ④ 収入印紙・郵便切手・宝くじの販売

- ⑤ コインロッカーの設置
- ⑥ ゲーム機（クレーンゲーム等）の設置
- ⑦ その他当社が不適当と認める品目の販売

（４）催事・イベント・セールへの参加及び協力

出店者には当施設の全体的な販売促進や集客向上を図るために企画する催事・イベント・セール等に積極的に参加していただきます。

5 売上金に関する事項

（１）売上金について

出店者の売上金は、出店者ごとに管理していただきます。（当社においては預かりません。）

（２）レジスター及びカード端末

レジスター及びカード端末は出店者にてご用意いただきます。

6 その他留意事項

（１）連帯保証人

当社との契約に際し、個人の場合、連帯保証人（１名）を必要とします。

（２）許認可等の取得

営業について、保健所等の官公署の許認可を必要とする場合は、出店者の責任において営業開始時期までに許認可をご取得いただきます。また、営業開始日までにその写しをご提出ください。

（３）関係法規の遵守

出店者には関係法規及び行政官庁の指導を遵守いただきます。なお、出店者においては区画毎に防火・防災管理者を選任してください。

（４）権利譲渡等の禁止

賃貸借物件の転貸や賃借権、営業権などを第三者への譲渡や担保に供する一切の行為を禁止します。

（５）損害保険の加入

火災・盗難事故等に備え契約区画内の所有財産について、保険会社と資産相当額の損害保険契約に加入していただきます。

（６）店舗内装工事

契約区画内の内装工事は出店者のご負担にて施工していただきます。設計・施工内容及び施工方法については、各種法令遵守のほか、名古屋市地下街基本方針に則った手続きが必要となりますので、設計図面や仕様書等の必要書類をご提出いただき

ます。工事区分に関しましては、別途定める工事区分表等をご確認ください。

(7) 原状回復工事

契約終了時の原状回復工事費は工事区分表等に基づき出店者にご負担いただきます。

(8) 秩序紊乱等による退店

開業後、共同体としての秩序を乱す行為があった場合には、退店していただくことがあります。なお、公序良俗違反、虚偽表示・不当表示などに等しい行為により当施設の信用を低下させると当社が判断した場合については速やかに退店していただきます。これにより出店者が被った損害については、当社は一切賠償いたしません。当社が被った損害について生じた一切の損害を賠償しなければなりません。

(9) 消費税等

出店者に負担していただく費用のうち、消費税・地方消費税課税の対象となるものについては、消費税等相当額を加算のうえご負担いただきます。

7 出店申込方法

出店を希望される方は、所定の出店申込書の他に次の書類をご提出願います。

なお、ご提出いただいた書類は、お返しできませんので、あらかじめご了承ください。

(1) お申込み時に必要な書類

出店申込書（別添用紙にご記入ください。）

- ・会社概要（会社案内パンフレットなど会社の事業概要が分かるもの）
- ・最近3か年分の決算報告書（営業報告書・貸借対照表・損益計算書）
- ・履歴事項全部証明書、印鑑証明書（本人及び連帯保証人のもので取得後3か月以内のもの）
- ・最近3か年分の納税証明書（法人税、法人事業税、法人住民税、固定資産税）

(2) 出店資格

ご出店を希望される方またはその代表者が、次のいずれか一つに該当する場合は出店することができません。

- ①成年被後見人、被保佐人、未成年者。
- ②破産の宣告を受け、復権を得ていない者。
- ③銀行取引停止処分を受けている者。
- ④懲役または禁固の刑に処せられ、その執行が終わっていない者。
- ⑤禁固以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって拘留または起訴された者で、判決確定にいたるまでの者。
- ⑥暴力団関係者及びそれらの者と親交のある者。（別途覚書を締結いただきます。）
- ⑦過去に公共施設で違反営業を行った者。
- ⑧過去3年以内に営業停止等の行政処分を受けた者。

(3) 申込方法

下記まで必要書類をメール、ご郵送またはご持参ください。なおご郵送にあたっては、簡易書留等の追跡手段のある手法を用いてください。

(4) 提出先及びお問い合わせ先

公益財団法人名古屋まちづくり公社

総務部 資産活用課 担当 安井、舘山

〒460-0002 名古屋市中区丸の内二丁目1番36号

電話 052-222-2315

FAX 052-222-2339

E-mail youchi-keieikikaku@nup.or.jp

(5) ご出店者の選定方法

ご出店者は、お申し込みの方の中から協議のうえ決定し、後日通知します。

(6) お申し込み上の注意

複数店舗のご出店を希望される場合のお申込みについては、店舗ごとに来店申込書
をご提出ください。

以 上